

令和8年4月13日

保護者様

大田区立相生小学校  
校長 石川 貴美子

## 自然災害（台風・地震等）への初期対応について

日頃より本校学校教育への御理解・御協力をいただきありがとうございます。自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインに基づき、大田区に暴風警報等が発令された場合、震度5弱以上の地震が発生した場合等の対応について、下記の通りといたします。児童の安全を確保するため、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 暴風警報等が発令された時の対応

(1) 午前7時に大田区に「暴風警報等(※)」が発令されている場合は、臨時休業となります。

※ 気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報（線状降水帯発生、記録的短時間大雨）、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者避難をまとめて、以下、「暴風警報等」とする。

(2) 児童登校後に大田区に暴風警報等が発令された場合は、暴風警報等が解除されるまで、児童を学校に留め置きます。解除後は方面別の集団下校を実施します。なお、午後6時以降に暴風警報等が解除される見込みとなった場合は、保護者による引き取り下校を行います。

(3) 午前7時以降、大田区に暴風警報等の発令が無くても、安全上の理由から保護者の判断で児童を自宅に待機させる場合には、欠席扱いにはなりません。その際は、必ず御連絡をお願いします。

#### 2 震度5弱以上の地震が発生した時の対応

(1) 児童在校時に、大田区内で震度5弱以上の大規模地震が発生し、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電機、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合は、児童を学校に留め置き、保護者による引き取り下校を実施します。その際、保護者または代理人（引き取り人名簿に登録されている方）が引き取りに来られるまで、児童は学校でお預かりします。

(2) 地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合も、児童を学校に留め置き、保護者による引き取り下校を実施します。その際、事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能とします。

#### 3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

午前0時まで、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業とします。当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

問い合わせ先 副校長  
03-3732-8311